

議案第17号

八幡浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成30年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市介護保険条例の一部を改正する条例

八幡浜市介護保険条例（平成17年条例第139号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度から平成32年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>33,500円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>50,200円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>50,200円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>60,200円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>66,900円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>80,300円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>87,000円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>100,400円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>113,800円</u></p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の<u>平成30年度から平成32年度までの</u>各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>30,100円</u>とする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成27年度から平成29年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>31,100円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>46,700円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>46,700円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>56,000円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>62,200円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>74,700円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>80,900円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>93,400円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>105,800円</u></p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の<u>平成27年度から平成29年度までの</u>各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>28,000円</u>とする。</p>

第17条 市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第17条 市は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市介護保険条例第4条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

介護保険法の一部改正及び第7期八幡浜市介護保険事業計画の策定に伴い、所要の改正を行うため。